

春日井市低年齢児途中入所円滑化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、低年齢児保育の推進を図るため、市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置された保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる者は、次のいずれにも該当する保育所等とする。

- (1) 低年齢児（乳児、1歳児及び2歳児をいう。以下同じ。）の保育所等への途中入所に対応するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条、愛知県低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱（平成21年7月2日施行。以下「県要綱」という。）第2条第2号イ及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）のほかに、あらかじめ計画的に担当保育士等を配置するもの
- (2) 年度途中において、担当保育士等1人当たり低年齢児が新たに3人以上入所するもの

(補助金の額等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業計画の承認)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を実施するに当たり、あらかじめ低年齢児途中入所円滑化事業承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 低年齢児途中入所円滑化事業実施計画書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、事業を実施する年度の4月20日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（事業の承認）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業を承認したときは、低年齢児途中入所円滑化事業承認通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請手続）

第6条 前条の承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、四半期ごとに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 低年齢児途中入所円滑化事業実施計画書

(2) 低年齢児途中入所円滑化事業支出明細書（第4号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条の規定に基づき、次に掲げる書類を添えて、事業の完了する年度の末日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 低年齢児途中入所円滑化事業精算額調書（第5号様式）

(2) 低年齢児途中入所円滑化事業実績調書（第6号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

（検査等）

第8条 市長は、補助事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（事業の実施期限）

第9条 この事業は、県要綱に基づき実施するものとし、県が当該補助事業を廃止した場合は、その年度をもって廃止するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市低年齢児途中入所円滑化事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市低年齢児途中入所円滑化事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月30日から施行し、改正後の春日井市低年齢児途中入所円滑化事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後に実施した事業について適用し、同日前に実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

事 項	内 容	
補助対象経費	賃金、報酬、交通費、給料、職員手当等、共済費	
補助基準額	対象保育所等における低年齢児途中入所担当保育士等の各月の受入可能児数に以下の月額単価を乗じて得た額	
	1・2歳児1人当たり	28,000円
	乳児1人当たり	56,000円
ただし、担当保育士等1人当たり年500,000円を上限とする。		

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度 低年齢児途中入所円滑化事業承認申請書

このことについて、低年齢児途中入所円滑化事業を実施したいので、春日井市低年齢児途中入所円滑化事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金事業の目的
- 2 補助金事業の内容
- 3 添付書類
 - (1) 低年齢児途中入所円滑化事業実施計画書（第 2 号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

低年齢児途中入所円滑化事業実施計画書

補助基準額算出表

在職期間	保育士等名	職名		在職の有無	担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計		今後の受入可能児数 (1・2歳児で換算)
					乳児 A	1・2歳児 B	
年 月 年 日 月 { 日			4月				
			5月				
			6月				
			7月				
			8月				
			9月				
			10月				
			11月				
			12月				
			1月				
			2月				
			3月				
			計				

在職期間	保育士等名	職名		在職の有無	担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計		今後の受入可能児数 (1・2歳児で換算)
					乳児 A	1・2歳児 B	
年 月 年 日 月 { 日			4月				
			5月				
			6月				
			7月				
			8月				
			9月				
			10月				
			11月				
			12月				
			1月				
			2月				
			3月				
			計				

在職期間	保育士等名	職名		在職の有無	担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計		今後の受入可能児数 (1・2歳児で換算)
					乳児 A	1・2歳児 B	
年 月 年 日 月 { 日			4月				
			5月				
			6月				
			7月				
			8月				
			9月				
			10月				
			11月				
			12月				
			1月				
			2月				
			3月				
			計				

低年齢児途中入所児数累計		受入可能児数合計（1・2歳児で換算）	
		補助基準額 C	

年間低年齢児途中入所担当保育士等数		上限額 D	
-------------------	--	-------	--

補助基準額（CとDで値の小さい方）	
-------------------	--

(注) 補助基準額算出内訳表は、低年齢児途中入所担当保育士等毎に記入すること。

「在職の有無」欄は、当該月の初日に在職している場合は「○」を、在職していない場合は「-」を記入すること。

「担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計」欄は、当該月初日時点の低年齢児途中入所児数(管外からの受託児を含め)の累計を記入すること。

「受入可能児数」欄は、「6-A×2-B」により算出した値を記入すること。

低年齢児途中入所円滑化事業実施計画書

保育所等名

低年齢児保育担当保育士等名簿

番号	氏名	職名	本年度 在職期間	勤務形態			該当規定	
				週あたり	変則の場合は 曜日等を具体的に	勤務時間		
1			～			～	:	
2			～			～	:	
3			～			～	:	
4			～			～	:	
5			～			～	:	
6			～			～	:	
7			～			～	:	
8			～			～	:	
9			～			～	:	
10			～			～	:	
11			～			～	:	
12			～			～	:	
13			～			～	:	
14			～			～	:	
15			～			～	:	
16			～			～	:	
17			～			～	:	
18			～			～	:	
19			～			～	:	
20			～			～	:	

(注) 「該当規定」欄については、以下のどの規定を満たす職員であるか、分類及び細分(③については補助金名まで)を明記すること。ただし、分類1において、細分を特定していない場合は細分の記入は省略することができる。

分類	細分	該当する規定
1	①	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項
	②	愛知県低年齢時途中入所円滑化事業費補助金交付要綱第2条第2号イに係る配置基準
	③	その他の補助金等の配置基準
2	—	低年齢児途中入所円滑化事業費補助金

証明者	園
	園長

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年度低年齢児途中入所円滑化事業承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった低年齢児途中入所円滑化事業については、次のとおり承認します。

- 1 この補助金の対象となる事業
- 2 補助金交付の条件

第4号様式（第6条関係）

低年齢児途中入所円滑化事業支出明細書

常勤職員人件費

氏名	本俸	調整手当	通勤手当	特殊・住宅	小計	期末手当等	合計
					× か月＝		
					× か月＝		
A 常勤職員計							

非常勤職員人件費

氏名	時給	小計	年間支払額
		円 × 時間	
		円 × 時間	
B 非常勤職員計			

支出額合計	A	円 + B	円	=	円
-------	---	-------	---	---	---

第5号様式（第7条関係）

年 度 低年齢児途中入所円滑化事業精算額調書

保育所等名

	対象経費の支出済額A	寄付金その他の収入B	差引額 (A - B) C	補助対象月数	補助基準額 D	補助額 (C、Dの低い額)
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
合 計						

低年齢児途中入所円滑化事業実績調書

補助基準額算出表

在職期間	保育士等名	職名		在職の有無	担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計		今後の受入可能児数 (1・2歳児で換算)
					乳児 A	1・2歳児 B	
年 月 年 日 月 日			4月				
			5月				
			6月				
			7月				
			8月				
			9月				
			10月				
			11月				
			12月				
			1月				
			2月				
			3月				
			計				

在職期間	保育士等名	職名		在職の有無	担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計		今後の受入可能児数 (1・2歳児で換算)
					乳児 A	1・2歳児 B	
年 月 年 日 月 日			4月				
			5月				
			6月				
			7月				
			8月				
			9月				
			10月				
			11月				
			12月				
			1月				
			2月				
			3月				
			計				

在職期間	保育士等名	職名		在職の有無	担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計		今後の受入可能児数 (1・2歳児で換算)
					乳児 A	1・2歳児 B	
年 月 年 日 月 日			4月				
			5月				
			6月				
			7月				
			8月				
			9月				
			10月				
			11月				
			12月				
			1月				
			2月				
			3月				
			計				

低年齢児途中入所児数累計		受入可能児数合計（1・2歳児で換算）	
		補助基準額 C	

年間低年齢児途中入所担当保育士等数		上限額 D	
-------------------	--	-------	--

補助基準額（CとDで値の小さい方）	
-------------------	--

(注) 補助基準額算出内訳表は、低年齢児途中入所担当保育士等毎に記入すること。

「在職の有無」欄は、当該月の初日に在職している場合は「○」を、在職していない場合は「-」を記入すること。

「担当保育士等あたり低年齢児途中入所児数累計」欄は、当該月初日時点の低年齢児途中入所児数(管外からの受託児を含め)の累計を記入すること。

「受入可能児数」欄は、「6-A×2-B」により算出した値を記入すること。

低年齢児途中入所円滑化事業実績調書

保育所等名

低年齢児保育担当保育士等名簿

番号	氏名	職名	本年度 在職期間	勤務形態			該当規定	
				週あたり	変則の場合は 曜日等を具体的に	勤務時間		
1			～			～	:	
2			～			～	:	
3			～			～	:	
4			～			～	:	
5			～			～	:	
6			～			～	:	
7			～			～	:	
8			～			～	:	
9			～			～	:	
10			～			～	:	
11			～			～	:	
12			～			～	:	
13			～			～	:	
14			～			～	:	
15			～			～	:	
16			～			～	:	
17			～			～	:	
18			～			～	:	
19			～			～	:	
20			～			～	:	

(注) 「該当規定」欄については、以下のどの規定を満たす職員であるか、分類及び細分(③については補助金名まで)を明記すること。ただし、分類1において、細分を特定していない場合は細分の記入は省略することができる。

分類	細分	該当する規定
1	①	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項
	②	愛知県低年齢時途中入所円滑化事業費補助金交付要綱第2条第2号イに係る配置基準
	③	その他の補助金等の配置基準
2	—	低年齢児途中入所円滑化事業費補助金

証明者	園
	園長